

# MVNO 延長保証サービス利用規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (MVNO 延長保証サービス)

株式会社アドバンスコープ（以下「当社」といいます。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます。）は MVNO 延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより MVNO 延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第 2 条 (用語の定義)

本規約（別紙を含みます。）において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行なう保証
SIM カード	Subscriber Identity Module Card の略で電話番号を特定するための固有の ID 番号が記録された IC カード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

### 第 3 条 (本規約の変更)

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

## 第 2 章 本サービスの提供

### 第 4 条 (本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、第 6 条（サービス内容）に定めるものとします。

- 本サービスが対象とする携帯端末は、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が推奨する「携帯端末本体」及び「充電機器類」に限ります。
- 本サービスの提供期間は、本サービスが対象とする携帯端末を提供した日から 3 年後の同月末日までとします。
- 本サービスの対象となる携帯端末は本契約 1 契約につき 1 台とします。
- SIM カードは本サービスの対象外とします。

### 第 5 条 (本サービスの提供条件)

当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。

- 本契約者が利用者に携帯端末を提供する際において、同時に本サービスの申込み手続きが行われること。
- 携帯端末に SIM カードが挿入されている場合、SIM カードが取り外されていること。
- 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- 当社は、携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
- 本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、機械部品及び外装ケース等は利用者に返却しないこと。

### 第 6 条 (サービス内容)

交換用携帯端末を利用するには、利用者からの交換用の携帯端末の申し出（以下「交換用携帯端末の申し出」といいます。）が必要です。

- 交換用携帯端末の申し出を受けた場合、当社は申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用の携帯端末の提供可否を判断します。可能と判断した場合は本サービスに登録されている利用者の携帯端末 1 台につき、交換用携

帯端末 1 台、電池パック 1 個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）を利用者の登録住所（日本国内の住所に限ります。）へ当社が定める方法により、2 日を目処に送付します。なお、利用者の登録住所、交換用携帯端末の申し出を受け付けた時刻等によっては、2 日での送付ができない場合があります。

3. 利用者は、送付された交換用携帯端末が第 18 条に基づいて再生利用されたもの（新製品の出荷時と同等の状態に初期化されたもの）であることを承諾するものとします。

4. 利用者に送付する交換用携帯端末は、原則として当社が利用者に提供した携帯端末と同一機種及び同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種及び同一色の交換用携帯端末の送付が困難な場合、当社は異なる機種、異なる色の携帯端末を送付できるものとします。

5. 当社が送付する交換用携帯端末の OS のバージョンは当社が利用者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。

6. 当社が送付する交換用携帯端末には、原則として充電ケーブル等の付属品その他の製品を含まないものとします。ただし、本条第 4 項に基づき当社が送付する交換用携帯端末が、当社が利用者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品をあわせて送付します。

7. 不在又は利用者の登録住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の送付が完了しなかった場合、交換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

### 第 7 条 (交換用携帯端末の提供対象となる事故)

交換用携帯端末の提供対象となる事故は次のとおりです。

- 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障（取扱説明書などの注意書きにしたがった正常な使用状態のもとで発生した故障）。
- 偶然の事故による水濡れ、全損又は一部の破損。

### 第 8 条 (交換用携帯端末の提供対象とならないケース)

交換用携帯端末の提供対象とならないケースは次のとおりです。

- 交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものである時。
- 交換用携帯端末の申し出が第 20 条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する時。
- 過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお、当該違反が是正されていない時。
- 過去に虚偽申告があったと当社が判断した時。
- 交換用携帯端末の申し出時において、支払期限を経過してもなお、支払いのない月額料及び負担金がある時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものである時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、携帯端末の消耗、変質変色等による損害（電池パックの消耗を含む。）である時。
- 携帯端末が加工、改造、解析（ルート化等を含むソフトウェアの改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを含む）したもの、又は当社が指定する正規の修理拠点以外で修理したものである時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、携帯端末の誤使用により生じたものである時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、第 4 条第 2 項に定める「充電機器類」ならびに付属品の自然故障、その他偶然の事故による水濡れ、全損又は一部の破損である時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、携帯端末又は外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・IC カード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害である時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、コンピューターウイルスによる障害に起因するものである時。
- 交換用携帯端末の申し出事由が、利用者の故意又は重大な過失により発生したものである時。

# MVNO 延長保証サービス利用規約

十四、 交換用携帯端末の申し出事由が、地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものである時。

十五、 交換用携帯端末の申し出事由が、戦争、暴動又はテロにより発生したものである時。

十六、 交換用携帯端末の申し出事由が、差押え等の国又は地方公共団体による公権力の行使により発生したものである時。

十七、 交換用携帯端末の申し出事由が、核燃料物質、放射能汚染により発生したものである時。

## 第 9 条（メーカー保証の優先）

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。その場合、本サービスの期間中であっても、本契約者はメーカーに対して保証を求めるとします。

## 第 10 条（交換用携帯端末の申し出の方法）

交換用携帯端末の申し出をする場合、利用者は当社が別に定める方法にしたがい申し出るものとします。当社は、その申し出が利用者本人からの申し出であることを確認する場合があります。

## 第 11 条（交換用携帯端末の利用回数及び負担金）

利用者への本サービス開始日を起算日として、1 年間に 2 回、3 年間で計 6 回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去 1 年間に既に 2 回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1 年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。

2. 利用者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、別紙 1 の（料金表）月額利用料金に加え、（負担金）に定める負担金を支払うものとします。なお、当社は、いかなる事由であっても負担金の返金に応じないものとします。

3. 利用者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から 1 年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第 7 条第 1 項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。

## 第 12 条（交換用携帯端末の保証期間）

利用者は、第 6 条（サービス内容）に基づき当社が利用者に送付した交換用携帯端末、電池パック又は付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後 14 日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申し出るものとし、当社の指示にしたがい当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パック又は付属品を当社に返送するものとします。当社は、特段の事由がある場合を除き、利用者に対し交換用携帯端末と同一機種種の交換用携帯端末、電池パック又は付属品を別途、送付することにより、無料交換致します。本条に基づき交換用携帯端末受領後 14 日以内に利用者より申し出のなかった不具合又は自然故障については、後日、利用者からの申告があった場合でも、前条第 3 項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換用携帯端末等の無料交換は、前条第 1 項に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

## 第 13 条（旧端末の所有権の移転）

交換用携帯端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます。）の所有権は、当社が送付した交換用携帯端末を利用者が受領した時点で、当社に移転されるものとします。

## 第 14 条（旧端末の送付）

利用者は、第 6 条（サービス内容）に基づき当社が送付した交換用携帯端末を受領した時は、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後 14 日以内に、旧端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものと

します。（SIM カード等、外部メモリ媒体及び付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします。）

2. 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は、利用者に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取り扱い及び返送について責任を負わないものとします。

## 第 15 条（代替携帯端末の返送）

利用者は、第 6 条に基づき当社が送付した交換もしくは修理済携帯端末を受領したときは、受領後 14 日以内に、代替携帯端末を当社が定める方法により当社指定先に送付するものとします（SIM カード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付するものとします。）

2. 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

## 第 16 条（旧端末内部のデータの消去）

旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータ（※）を利用者において事前に全て消去するものとします。利用者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は、一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、利用者自身の責任で実施するものとします。

※ 発信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます。（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、利用者において消去できないデータを除く。）

## 第 17 条（送料）

本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、利用者が旧端末又は当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は利用者が負担するものとします。

## 第 18 条（違約金）

利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、旧端末の新品の端末代金相当額を当社に支払うものとします。なお、当社は、利用者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。

一、 第 14 条（旧端末の送付）第 1 項の定め違反し、旧端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合。

二、 交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合。

三、 交換用携帯端末の申し出を取消したにもかかわらず、第 20 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）の定め違反し当社が送付した交換用携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合。

四、 第 21 条（禁止事項）の定め違反して交換用携帯端末の申し出をした場合。

## 第 19 条（旧端末の再生利用）

利用者は、本サービスに基づき利用者から送付された旧端末は、当社が指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末として当社から他の利用者に提供することについて承諾するものとします。

## 第 20 条（交換用携帯端末の申し出の取消し）

第 10 条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申

# MVNO 延長保証サービス利用規約

し出を行った場合であっても、正当な理由があると当社が認める時は、当社が送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申し出後 8 日以内に申し出いただいた場合に限り、利用者は交換用携帯端末の申し出を取消すことができるものとします。この場合利用者は、当社が別途指定する期間内に当社が第 6 条（サービス内容）に基づき送付した交換用携帯端末、電池パック又は付属品を当社に返送するものとします。

## 第 21 条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- 一、本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出又は申告を行うこと。
- 二、他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- 三、本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- 四、犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為。
- 五、上記各号のほか、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

## 第 22 条（お客様情報の確認）

当社は、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を利用者に求める場合があります。

## 第 3 章 契約

### 第 23 条（契約の単位）

当社は、ads.mobile サービス 1 契約につき、1 つの本契約を締結するものとします。

### 第 24 条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをする時は、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出るものとします。

### 第 25 条（契約申込みの承諾）

当社は、契約の申込みがあった時は、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障がある時は、その順序を変更することがあります。

2. 当社は、前項にかかわらず次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 一、本サービスを提供することが著しく困難な時。
- 二、本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由がある時。
- 三、申込みの際に虚偽の事項を申告した時。
- 四、その他当社の業務の遂行上著しい支障がある時。

### 第 26 条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

### 第 27 条（契約内容の変更）

本契約者は、第 24 条（契約申込みの方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。

2. 前項の請求の方法及びその承諾については、第 25 条（契約申込みの承諾）に準じて取り扱います。

### 第 28 条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

### 第 29 条（本契約者の地位の承継）

相続又は法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があった時は、

相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出るものとします。

2. 前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上ある時は、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更した時も同様とします。

3. 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4. 前 3 項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第 1 項の届け出がない時は、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

## 第 30 条（本契約者及び利用者の氏名等の変更の届け出）

本契約者及び利用者は、その商号、氏名、所在地又は請求書の送付先に変更があった時は、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出るものとします。

2. 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がない時は、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3. 第 1 項による届け出があった時は、当社は、その届け出があった事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

## 第 4 章 料金

### 第 31 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 1（料金表）に定めるところによります。料金は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

### 第 32 条（利用料金の支払義務）

本契約者は、別紙 1（料金表）に定める月額利用料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。なお、利用料等は利用開始日の属する月から発生するものとします。

2. 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料等は日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1 ヶ月分の利用料等の支払いを要します。

3. 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

### 第 33 条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法又は不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払うものとします。

### 第 34 条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 6% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第 35 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### 第 36 条（料金等の支払い）

本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払うものとします。

2. 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

# MVNO 延長保証サービス利用規約

3.第 32 条（利用料金の支払義務）により定める料金の支払いを要するものとされている額は、別紙 1（料金表）に定める額とします。

## 第 5 章 本サービスの提供の終了等

### 第 37 条（本サービス提供の終了）

当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

2.前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨の周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第 38 条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとする時は、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により届け出るものとします。

### 第 39 条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- 一、 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお、支払わない時。
- 二、 本契約者が当社と契約を締結している又は締結していたほかのサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお、支払わない時。
- 三、 当社及びアイテムの名誉もしくは信用を毀損した時。
- 四、 当社及びアイテムに損害を与えた時。
- 五、 第 37 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定める時。
- 六、 本契約者又は利用者が次に定める事由のいずれかが発生した時。
  - イ) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
  - ロ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
  - ハ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。
- 二) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け又は自ら申立をした場合。
- ホ) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当することが判明した時。
- ヘ) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った時。

## 第 6 章 個人情報の取り扱い

### 第 40 条（個人情報の取り扱い）

本契約者及び利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があった時は、当社がその本契約者及び利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意するものとします。

2.本契約者及び利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者及び利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。

3.当社及びアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社及びアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

4.当社及びアイテムは、本サービスの提供及び本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用します。本契約者及び利用者は、上記利用目的に同意するものとします。

## 第 7 章 損害賠償

### 第 41 条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

## 第 8 章 雑則

### 第 42 条（法令に定める事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### 第 43 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

### 第 44 条（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2.本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社及びアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

### 附則（実施期日）

本規約は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。  
この改正規約は、平成 31 年 2 月 22 日から実施します。  
この改正規約は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。  
この改正規約は、令和 3 年 5 月 13 日から実施します。  
この改正規約は、令和 3 年 9 月 1 日から実施します。  
この改正規約は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。  
この改正規約は、令和 4 年 3 月 1 日から実施します。  
この改正規約は、令和 4 年 12 月 1 日から実施します。

## MVNO 延長保証サービス利用規約

【別紙1】

(料金表)

品目	月額利用料金
延長保証サービス	330 円 (税込)

(負担金)

■ プラスワン・マーケティング freetel priori3

■ プラスワン・マーケティング freetel priori4

■ ASUS ZenFone Live(L1)

■ Huawei novalite

■ Motorola moto e6s

■ Motorola moto g10

■ Motorola moto e32s

1回目 : 3,300 円 (税込)

2回目以降 : 5,500 円 (税込)

■ ASUS ZenFone 2 Laser

■ ASUS ZenFoneMax(M2)

■ Huawei novalite2

■ 富士通 ARROWS M02

■ 富士通 ARROWS M03

■ SHARP SH-M04

■ SHARP sense lite SH-M05

■ SHARP sense2 SH-M08

■ SHARP sense3 SH-M12

■ SHARP sense4

■ Lenovo Tab P11

■ SHARP sense6

■ Motorola moto g50 5G

■ Xperia 10 III Lite

■ Motorola moto g31

■ Xperia 10 IV

1回目 : 5,500 円 (税込)

2回目以降 : 11,000 円 (税込)